記入例

史料閲覧 出納依頼書

明治大学博物館　刑事部門

史料閲覧は事前にお電話でご予約が必要です。
希望閲覧日の1週間以上前にお電話でお申込みください。
先に閲覧票が届いても受理しかねますのでご注意ください。

ご所属	明治大学博物館
お名前	明治太郎
連絡先（TEL）	03-3296-4448
連絡先（メール）	*****@*****.ac.jp
閲覧希望史料群名	内藤家文書　相模国津久井県上長竹村本多家文書
閲覧の目的	学術論文執筆のため

・内藤家文書をご希望の際は「内藤家文書」と記入してください。
・地方文書をご希望の際は『明治大学刑事博物館目録』をご参照の上、希望文書名を記入してください。

	目録名と号数	形態	分類	番号	目録頁番号	表題
記入例①	内藤 1		6 万覚書	188	P28	文久元年 覚書(延岡)
記入例②	刑事 9	書状	T 法令範令	16	P26	津久井県会議員投票用紙
記入例③	増追4			562	P4	江戸幕府老中奉書 岩城領ゟ初鮭献上
1						
2						
13						
14						
15						

地方文書の場合、「書状」「書冊」の別を明記してください。

・『明治大学刑事博物館目録』
・『内藤家文書目録』
・『内藤家文書 増補・追加目録』
から史料を選び、当該目録の略名称を必ず記入してください。
内藤1→『内藤家文書目録』第一部
刑事9→『明治大学刑事博物館目録』第9号

史料が掲載されている目録の号数とその略名称は、ホームページの「閲覧史料のご案内（pdfファイル）」をご参照ください。

・史料の保存・管理上の理由から、一回の閲覧請求点数は20点程度迄でお願いします。
・大型の絵図や錦絵、状態の悪い史料、器物類については、閲覧をお断りする場合があります。
・マイクロフィルムがある史料は、マイクロフィルムでの閲覧となります（内藤家文書の日記類など）。

気象状況等により博物館を臨時閉館する場合は、ホームページで告知します。臨時閉館の際は史料閲覧も停止しますので、ホームページでの確認をお願いします。